

**2006年度(平成18年度)**

**大阪府中小企業政策に関する要望と提言**

2005年7月19日

大阪府中小企業家同友会

代表理事 岡本利雄

代表理事 堂上勝己

代表理事 畑野吉雄

〒540-0011

大阪市中央区農人橋2-1-30谷町八木ビル4F

TEL 06-6944-1251

FAX 06-6941-8352

<http://www.osk-doyu.gr.jp>

[info@osk-doyu.gr.jp](mailto:info@osk-doyu.gr.jp)

# 2006年度（平成18年度） 大阪府中小企業政策に関する要望と提言

## 【はじめに】

私たち大阪府中小企業家同友会（以下「大阪同友会」、会員数 2594 人〔内個人事業者 551 人〕、会員構成は下段表の通り）は、昭和 33 年設立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業をとりまく経営環境の改善に努めてまいりました（※注 1）。同友会は全都道府県に組織されており、現在、37,455 名の会員で構成されています。大阪同友会は、平成 2 年度（1990 年度）より毎年、大阪府知事、商工労働部、近畿経済産業局、府議会議長及び各会派の皆様へ「大阪府中小企業政策に関する要望と提言」を提出し、懇談を重ねてまいりました。

同友会は、地域経済にやさしく中小企業や市民など借り手にとって円滑に資金供給が行なわれる金融システムをめざす「金融アセスメント法の制定」をめざして全国的に運動を展開しています。各地方議会に対しては「金融アセスメント法の制定を求める意見書」の採択運動を展開し、大阪府議会をはじめ府下 33 議会で採択され、賛同の輪が広がっています（全国では 949 議会；2005 年 3 月 22 日現在）。

さて、2000 年には「EU ヨーロッパ小企業憲章（リスボン憲章）」や日本政府を含む 48 ヶ国によって「OECD 中小企業政策に関するボローニャ憲章」が相次いで採択、さらに 2004 年 6 月、OECD は「イスタンブール閣僚宣言」でボローニャ憲章を改めて評価し、中小企業の育成と強化が重視されています。日本においても中小企業政策を産業政策における従来の「補完的役割」から「産業政策の柱」として位置付けることが重要であり「中小企業憲章」の制定が求められています。同友会では日本独自の「中小企業憲章」の研究にとりかかり、特に地域においては中小企業振興基本条例の制定に向け努力しているところです。

一方、長引く不況の中でも自助努力による経営内容の改善に努めていますが、多くの中小企業は売上げも利益も大幅に減少し、雇用の確保や事業を通じて社会に貢献することが十分に果たせない状況にあります。中小企業が元気になってこそ、大阪経済が立ち直り、大阪府の税収も増え、雇用の増大にもつながります。困難な経済環境の中でこそ政治の果たす役割は、きわめて重要です。大阪経済を立て直し、府民が安心して暮らせるように中小企業政策の充実を強く要望いたします。

## 中小企業家同友会の 5 つの基本姿勢・行動指針

- 1、私たちは、厳しい経営環境の中でも企業の継続発展に全力を尽くし、雇用確保と魅力ある企業づくりに取り組みます。今後の景気後退の嵐を乗り切る経営指針・戦略と社内体制の構築に総力を傾けつつ、大学や金融機関等との連携、行政施策活用などを積極的に進め、企業を守り、新しい市場創造に挑戦します。
- 2、私たちは、経営指針の確立と全社実践に努力し、21 世紀型企業づくりをめざします（※注 2）。特に、企業活動の「血液」である金融を確保する為にも、経営指針を通じて金融機関の理解を深めながら、地域での金融機関との連携を強化します。
- 3、私たちは、企業活動を通じて納税者としての社会的責任を果たすとともに、税金の適正な使い方や行政のあり方にも関心を持ち提言・行動します。とりわけ、公共投資を従来型公共事業から生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の生活整備型・自然再生型の公共投資へ抜本的に転換させることを求めます。
- 4、私たちは、企業の社会的責任を自覚し、環境保全型社会づくりに取り組みます。環境負荷の少ない企業活動を実践するとともに、エコロジーとエコノミーの統一による仕事づくりや地域づくりを行政・市民団体等と協力しながら挑戦します。
- 5、私たちは、経営者自らの教育を含めた 21 世紀の最も貴重な資源である人づくりと次世代を担う若者が働くことに誇りを持つ職場と社会の環境づくりに努めます。

以上の 5 つの基本姿勢に基づいて、要望と提言を行ないます。

（2005 年 3 月末現在）

資本金額	会員数	%	社員数	会員数	%	業種	会員数	%
～499 万円	311	12.0	0～4 人	735	28.3	製造関連	709	27.3
500～999 万円	86	3.3	5～9 人	516	19.9	建設関連	249	9.6
1000～1999 万円	1092	42.1	10～19 人	487	18.8	情報通信・印刷	197	7.6
2000～2999 万円	200	7.7	20～29 人	251	9.7	運輸・倉庫	108	4.2
3000～4999 万円	205	7.9	30～49 人	242	9.3	流通関連	442	17.0
5000～9999 万円	111	4.3	50～99 人	196	7.6	専門家	415	16.0
1 億円～	38	1.5	100 人以上	167	6.4	サービス	414	16.0
個人	551	21.2				その他	60	2.3
合計	2594	100.0	合計	2594	100.0	合計	2594	100.0

※注 1；近畿鍛工品事業協同組合専務理事森田綾雄氏、関西磨棒鋼工業協同組合事務局長木下重信氏、淀川金属工業協同組合専務理事北山彌三郎氏らが、大阪中小企業団体中央会鉄鋼機械金属協議会の役員に呼びかけ、1958 年 9 月 19 日午後 2 時から大阪市北区の堂ビル清交社において設立総会を開催。初代代表幹事に森田綾雄氏、木下重信氏を選出。17 名の会員でスタートしました。（創立 40 周年記念「大阪府中小企業家同友会小史」より《1998 年 4 月刊》）

※注 2；同友会が提唱する 21 世紀型企業とは ①「会社の存在価値は何か」を問いかけ、顧客の要望に高い水準でこたえられる企業の確立をめざす。②社員とともに「何のための経営か」「どんな会社にしていくのか」を考える企業づくりです。

## 2006年度（平成18年度）の重点要望

- (1) 大阪府立大学に「中小企業大学院（仮称）」を創設し、新しいコースとして「中小企業経営者育成コース」や「幹部育成コース」を開講して下さい。
- (2) 大阪府中小企業信用保証協会に再建アドバイザー業務を立ち上げ、中小企業の再建支援ができるような体制を構築して下さい。
- (3) 府下の雇用の95%を占める中小企業が元気になることこそが大阪経済再生の要です。その姿勢を内外に明らかにするために「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」を制定して下さい。
- (4) 「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を、大阪から始めて下さい。
- (5) 「近い将来確実に発生する」と言われている大地震に備え、当面、木造住宅を中心に耐震診断の無料化、耐震補強工事のための補助制度を創設して下さい。

### 1、中小企業の活性化による大阪経済の再生と雇用創出を

平成13年総務省事業所統計によると、大阪府下全事業所数483,964事業所の99.8%、雇用の95.5%を中小企業が占めています。したがって、大阪経済を底上げするためには中小企業の活性化が不可欠です。既存企業をベースにした「新事業の展開」が新規創業やベンチャー企業の創出につながり、「第二創業」として注目されているように、これらの既存中小企業への親身になった政策が何よりも求められています。

大阪の産業集積の特徴は、何よりも多数の中小企業により大部分の雇用が確保されていることにあります。しかし、大企業城下町と言われる地域では、その地域の製造品出荷額が高くても雇用確保という点で、中小企業の集積地と比べて低い傾向があります。特に、最近の大企業誘致では、その雇用の大部分がパートや請負、社内異動によるものですから雇用創出効果は限られおり、IT化とロボット化によって正規雇用を急激に減少させているのが実態です。費用対効果の点でも大企業誘致に莫大な財政を投入することが得策とは思えません。

したがって、大阪経済の再生と雇用創出のために有効な政策として、中小企業活性化策を最優先課題と位置付けて取り組むことが重要です。そのような観点から以下の項目を要望・提言します。

#### (1) 中小企業政策を産業政策の柱と位置付け、「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」の制定で法的根拠を持たせた体系化を

中小企業政策は重要であるからこそ産業政策の柱と位置付け、中小企業の街・大阪にふさわしいものに体系化し、その法的根拠として「地域経済と中小企業の活性化条例（仮称）」の制

定が必要だと考えます。大阪府においても条例の制定に向けて取り組んで下さい。八尾市では、「八尾市中小企業地域経済振興基本条例（平成13年4月1日施行）」が制定され、現場に出向く中小企業サポートセンターが機能しています。また、埼玉県では、「埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日施行）」が制定され、「中小企業立県」を宣言しています。

## **（２） 「事業再挑戦システム」の具体的な整備・構築を**

- ① 倒産など事業に失敗した経営者が市場経済から永久に葬り去られるような状況は変わっていません。むしろその経験を生かすような仕組みづくりが求められています。少なくとも民間の投融资が可能になるまでの期間は、様々な支援サービスを提供できる「事業再挑戦システム」を構築・整備して下さい。
- ② 04年11月「保証債務に関する既定の整備」に関して民法の一部改正が成立し、包括保証が禁止されました。また、05年1月より改正破産法が施行となり自由財産の範囲が拡大され、破産者の生活維持が図られつつありますが、そもそも事業性融資のあり方として、社屋や会社所有地、有価証券などの担保以外に経営者の個人保証を徴求すること自体が問題であると考えています。個人の最低限の生活保障と再起できる条件をより改善する為、さらなる民法や破産法の改正と個人保証の有限責任化を国に要望して下さい。
- ③ 「小規模企業共済制度」の加入資格要件（従業員20名以下など）の緩和措置を国に求めて下さい。

## **（３） 地元の各自治体と連携し、中小企業の実態調査を本格的に**

東大阪市、大阪市が実施した現場に出向く実態調査によって、地元の中小企業の現状が初めて詳細に把握することができたと言われています。今後の中小企業政策にこれらのデータを生かすためには継続的な調査データの更新が必要です。衛星都市と連携し、中小企業実態調査のための支援策を講じて下さい。

## **（４） 中小企業に経済波及効果の大きい、生活基盤整備、社会福祉、環境保全、防災重視の生活整備型・自然再生型の公共事業への転換で都市環境創造と自然再生を**

- ① 阪神淡路大震災から10年を数える節目の年にあたりますが、上町断層など活断層が中心部を走る大阪において改めて防災対策の強化と整備が求められています。東南海・南海地震や大阪での直下型地震を想定し、津波対策に加えて、住宅、学校、病院など耐震診断と補強への支援、電気、ガス、水道などのインフラ、震度に耐える防火水槽の総点検など、十分な整備と対策を講じて下さい。中でも、大阪府下の木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事は急務です。阪神淡路大震災では死者の84%が家屋の倒壊による圧死でした。府民の生命と財産を守る観点からも誰もが気軽に相談できるように、耐震診断の無料化と倒壊の危険性があると診断された場合、該当する住宅への改修工事費用補助制度を確立するなど早急に体制を整備して下さい。
- ② 「京都議定書」の発効を踏まえ、環境に配慮した街づくりを具体的に進める時期にきています。水の都大阪を本格的に再生し、世界に誇れる「環境先進都市大阪（仮称）」にしていきたいものです。大量の車流入と交通渋滞による炭酸ガス増加の原因となっ

ている中心市街地の高速道路が将来も必要なのか、その撤去も含めた検討も極論ではありません。世界に目を向けると、ドイツのケルンやデュッセルドルフでは10年以上も前にアウトバーンを地下化し街並みを復元、アメリカのボストンやサンフランシスコは水辺と街の障害になると判断し高速道路を撤去、ソウルの清溪川（チョンゲチョン）でも高架道路の撤去や地下化を行ない都市景観と環境を優先させる都市づくりを進めています。そのような事例を参考に大阪の街づくりを考えると、例えば、中心市街地の高速道路撤去を含めた中心市街地への車流入規制と公共交通機関の利用啓発による渋滞の緩和、河川の空間を走る高速道路の地下化による水辺の再生と緑地化・自転車道路・散策路の整備、「坂のある街」上町台地を利用した路面電車の復活など、水の都大阪の再生方向が高齢者や子供にやさしい街づくりとも重なってきます。また、これらの事業には「小さな仕事」が数多く生まれますので中小企業への波及効果も期待できます。大阪府は2005年度から水質浄化技術や公園などでの風力発電化、街路灯の腐食防止技術の活用などをベンチャー企業の販路開拓に結びつけるモデル事業として行われるようですから、それらとも合わせて「環境先進都市大阪（仮称）」づくりの一環として具体化を進めて下さい。

- ③ 大阪府下の近郊農業の育成は、地産地消による地域循環型経済の促進、環境保全、ヒートアイランドの抑制に加え、非常事態時にも重要な役割を果たします。大阪府の食料自給率は2%（平成15年農林水省）と低い状態にありますので、例えば2015年には5%を達成する数値目標を明確にし、「食料自給率増加計画」を立てることが重要です（農林水産省は2015年度目標としてカロリーベース45%を掲げ、現在より5%引き上げる方針を発表しています。05.2.18）。
- ④ 大阪府では平成13年12月より「大阪エコ農産物認証制度」を実施され、安全な農産物供給支援を具体化されました。しかし、農薬・化学肥料の「50%以上削減」という基準となっており、完全無農薬・無化学肥料農産物との差がありません。この制度をさらにランクアップするために、例えば、完全無農薬・無化学肥料農産物には、府立産技総研などによる定期的な検査と評価を加え、「大阪ブランドMVP農産物（仮称）」認証を行い、PR・販売促進支援を実施して下さい。また、それには「安全食料・環境保全貢献料」として助成金制度を創設し、生産しやすく安い価格が可能となるような共存共栄型の環境整備が必要です。この間「なにわの伝統野菜」（毛馬胡瓜、天王寺蕪、田辺大根など）の復活が注目され、大阪市もその認証を始めていますが、大阪府としても「大阪名産」として全国にPR・販売促進することも有効だと考えます。

- ⑤ 官公需法を遵守し中小企業への官公需発注比率を大幅に引き上げて下さい。表のように大阪府は他の大都市と比べて一貫して低くなっていますので、金額ベースで70%は確保して下さい。
- ⑥ 大型事業の場合は可能な限り分離・分割し、地元の中小建設業者に優先的に発注されるよう一層努力して下さい。それは雇用拡大効果や地域内での資金循環にも有効です。

【金額ベースで見た大阪府官公需の中小企業発注比率(%)「大阪府商工労働部資料より作成」】

	大阪府	東京都	神奈川県	愛知県	福岡県	千葉県
平成15年度	54.8	56.5	70.5	70.7	64.0	66.3
平成14年度	53.7	50.0	67.9	62.2	74.8	63.2
平成13年度	52.1	53.4	67.7	57.6	61.9	67.7
平成12年度	56.3	54.1	70.6	61.2	65.8	66.0
平成11年度	55.1	56.3	71.6	67.9	57.4	65.5
平成10年度	47.8	53.4	75.4	65.1	66.4	67.1
平成9年度	52.4	56.5	68.4	68.0	67.4	67.7

(※表の太枠は一番低い数字。工事、役務、物品の合計)

### (5) 「中小企業の技術・技能支援制度」の確立で、地場産業や産業集積地、商店街の活性化と「大阪ブランド」の発信を

大阪の産業と文化の発展、雇用の確保に貢献してきた地場産業や産業集積地、商店街、小売市場などが衰退してきており、このまま放置すれば消滅の危機にあります。大阪府としてこれらを積極的に支援し、活性化のためのあらゆる方策を講じて下さい。

- ① 近年、研究者ではなく専門性の高い職業人を育てることを目的とした法科大学院や会計大学院、福祉系大学院など専門職大学院開設が進んでいます。大阪府立大学に中小企業の熟練技術や商いのイロハを専門的に伝授していけるような「中小企業大学院(仮称)」を創設し、新しいコースとして「中小企業経営者育成コース」や「幹部育成コース」を開講されたい。その場合、長い経験に裏打ちされたノウハウや知恵の宝庫である現役を退いた中小企業経営者や幹部のマンパワーを活用します。中小企業のイメージアップや活性化につながると同時に、少なからず「熟練技術・技能の喪失」に歯止めをかける効果も期待できます。
- ② 中小企業の「ものづくり」支援のために、個別の優秀技能者(なにわ名工、なにわ名工若葉賞など)の表彰制度に加え、基礎技術を中心とする熟練技術・技能を社会的価値として中小企業そのものを再評価する「大阪版・中小企業技術・技能支援制度(仮称)」を確立し、誇りをもって事業承継できるような環境整備を進めて下さい。
- ③ 「商店街活性化サポート体制整備支援事業」が創設されましたので、今後は、地域の実状を把握する調査活動を早急に実施することが重要になってきます。人の流れ、近隣住民のニーズなどを調査し、地域の歴史や遺産、史跡、街並みを生かした商店街づくりに生かすことが大切です。また、人が集まり利用する商店街作りとして、例えば、地域通貨の試行や大学生によるチャレンジショップ、若者の路上ライブパフォーマンス、地元高校生によるファッションショーなど様々なイベント、アイデアに対して従来の規制にとらわれない思い切った支援を行って下さい。
- ④ 府下郊外を中心に多くの大型店が進出し様々な問題が生じています。24時間営業は便

利さの反面、深夜でも車が行き交う「眠らぬ街」を生み出し、防犯面やエネルギー過剰消費などマイナス面が多く指摘されています。大店立地法は、地域経済の活性化という点からも目に見える効果を挙げているとは言えず、他の経済団体からも見直しを求める声が上がっています。今後は商店街の再生と活性化を中心課題に据え、これ以上大型店の出店ができないように大型店出店規制やゾーニング規制ができる条例を制定するなど、地域にやさしい街づくりを大阪府独自の権限で進めて下さい。

- ⑤ 地元自治体や中小企業団体の協力のもと、「地場産業創出・育成事業」や「伝統工芸品産業振興事業」を拡充し、地域資源を生かした産業育成に努めて下さい。また中小企業製品には「大阪ブランド」を認定し国内外に発信するよう早急に具体化して下さい。

## **(6) 産業集積地「八尾」の地の利を活かし、「大阪府立八尾南高校」校舎を「ものづくり職人大学」に**

大阪府立八尾南高校の跡地利用が八尾市において話題になっています。校舎は取り壊さず、逆に、現存施設を有効活用することで地域コミュニティの場とすることができます。八尾市の中小企業経営者からは「八尾市中小企業サポートセンターを移設し、中小企業と市民との触れ合える場にしてはどうか」という提案もあります。神戸市で成果を挙げている「神戸ものづくり職人大学」も参考にし、大阪経済法科大学の市民講座やNPO ネットワーク化を進めている八尾市、各スポーツ協会など、地元の市民の方々とも協議しながら大阪府として支援する方向で検討して下さい。上記は一例ですが、府下の他地域でも閉校される府立高校などについては拙速、解体処分をせず、有効活用の方策を地元の中小企業や市民と共に検討して下さい。

## **(7) 企業とのミスマッチを少なくし、高校生の就職活動活性化を**

中小企業による共同求人は同友会が20年以上前から取り組んでいる運動です。当初は中小企業の新卒採用は大変困難でしたが、学校との信頼関係を築く中で、多くの優秀な学生を採用し大きな戦力として育てています。会員企業からは「企業存亡の危機を救った」という事例は幾度となく報告されています。中小企業にとって新卒者の採用はそれほど重要な経営課題となっています。また、同友会では「共に育つ」という精神で、社員の働き甲斐について語り合い、持てる能力を十分に発揮する場を提供できる企業を目指して、人間尊重経営を推し進めています。現在、大変厳しい経営環境の中で求人を探している企業もありますが、潜在的に人材を求める企業は多くあります。特に、高校求人の活動をする中で、企業側から様々な疑問が投げかけられています。同友会は、職安や教育委員会、高校の先生方と幾度となく懇談を行い下記の項目について常にお伝えしていますが、改めて要望いたします。

- ① 昨年要望した「1人一社制の見直し」に関して、大阪府より複数応募・推薦を検討するという方向が打ち出されました。これは新しい時代にふさわしいだけでなく、高校生の企業定着率を高めることにもつながりますので、是非とも実現されるよう具体化して下さい。
- ② 地域経済を中小企業が支えていることを知る体験学習は、就職・進学に拘らず重要なことです。中小企業の現場がどうなっているか、先生方が現状把握できるような体制をつくるのが大切です。また、2005年度から高校・中学の100%就労体験を計画されていますが、地元中小企業へのインターンシップなどを授業の一環として本格的に

制度化して下さい。

- ③ 職安主催の合同企業説明会開催数が増えるよう大阪府としても働きかけ、中小企業参加の機会を広くPRして下さい。
- ④ 新卒者採用企業に対する助成金など、雇用に貢献している企業への優遇措置を講じて下さい。

## (8) ISO取得のための支援を

ISOの取得は、中小企業にとって必要条件となっています。しかし、取得のための費用は数百万円～1000万円という高額なものです。これでは意欲があっても取得が進むものではありません。近年、東京都など、取得のためのアドバイスだけでなく、助成金制度を実施する自治体が増えています。大阪府も融資（新事業展開支援資金「事業拡張型」）に加え、新たに助成金制度を実施して下さい。

各自治体の平成16年度ISO助成金制度実施状況

	ISO一般会計当初予算額	1件当たりの限度額
大阪市	8000万円	50万円
堺市	3500万円	50万円
吹田市	375万円	100万円
東京都	1億2000万円	130万円

(1件100万円×100件=1億円)

## (9) 中小企業新事業活動促進法に関わる補助金の増額を

- ① 2005年度より、新事業創出促進法と経営革新法、中創法が「中小企業新事業活動促進法」に統合されます。旧三法では、認定は受けても補助金承認段階のハードルは極めて高く、チャレンジした企業の創意工夫や労力が報われない傾向が指摘されていました。新法施行を機に、少なくとも前年度承認・認定された企業数に見合う予算になるように、補助金予算を大幅に増額して下さい。
- ② 旧三法では、認定された企業から次のような問題が指摘されていました。新事業展開を推進するために、以下の点を改善して下さい。
  - a) 現時点の経営状況や過去の事業の失敗を理由に融資が決まらない事例があります。創造性を重視した融資制度に改めて下さい。
  - b) 融資審査基準の緩和、融資枠の拡大を図って下さい。
  - c) 融資や助成金を受け事業を前に進めても、その技術や製品、サービスを市場に浸透させることが難しく、逆に開発費や販売費の増大によって経営難に陥るケースもあり、新事業創出の大きな壁になっています。販売まで先を見据えた現実性のあるセイフティネットの整備を図って下さい。
  - d) 認定企業の商品やサービスは大阪府及び関連団体が自ら積極的に購入し、知名度アップや実績づくりの支援をして下さい。また、府下自治体にも購入を働きかけて下さい。

## 2、金融問題に関すること

厳しい経営環境の中で制度融資の役割は重要です。特に、中小企業金融においてはリレーショナルバンキングの機能強化により、担保や保証人に頼らず、中小企業の経営力を様々な角度から判断する融資のあり方が注目され始めていますが、まさに制度融資こそがその手本になるべきだと考えます。中小企業が連鎖倒産の危機に直面するなど、明日の生活に困った時に、親身に相談に乗ってもらえるようなきめ細かい環境整備が求められています。そのような観点から以下の項目を提言・要望します。

### (1) 大阪府中小企業信用保証協会の運用改善について

- ① 保証協会は「公的資金」との理由で「債権カットに応じない」「保証人の免責にも応じない」という、民間金融機関に比べても極めて硬直した運営がなされています。これがひいては保証先企業の再建を困難にし、結果として保証協会自身の利益に反することにもなりますので、再建支援ができるように現役を退いた中小企業経営者や幹部のマンパワーも活用した再建アドバイザー業務を早急に実施して下さい。
- ② 保証付き融資に関する「格付けランクアップ支援アドバイス窓口」を創設し、該当企業に対し「何をどう改善すれば格付けがランクアップするのか」、各企業の自助努力によって格付けアップの可能性が広がるような相談・支援業務を早急に実施して下さい。
- ③ 保証付き融資は金融機関の金利にさらに「保証料」が上乘せされ、借り手にとっては保証付き融資は「高い」というのが現実です。少なくとも保証料を加えて「高い金利」となることがやむを得ないのであれば、全ての保証付き融資は無保証人融資となるように改めて下さい。
- ④ 毎年のように様々な新しい保証付き融資が立ち上がりますが、そのたびに借り手の立場に立った説明会が必要です。説明会実施の要請に応じて頂けるように、その仕組みを作して下さい。

### (2) 新規創業・事業再建がしやすい新しい制度融資の創設と金融環境整備を

- ① 震災後に事業再建する場合、迅速でかつ借り易い緊急融資は不可欠です。その場合、最も困るのが担保や保証人ですから、被災企業に対する無担保無保証人融資制度を整備して下さい。
- ② 現在の制度融資には担保主義が根強く残っており、様々な新メニューが作られても結果として利用しにくいものになっています。物的担保や連帯保証人に頼らず、保証協会の保証料だけでクリアできる制度融資を創設して下さい。また、代表者の個人保証を徴求する場合でも改正「民法、破産法」の流れを踏まえ、「有限責任」の範囲にとどまるようにして下さい。
- ③ 制度融資の返済期間を10年にして下さい。これは、府独自の判断で実施することが可能です。例えば、静岡県では2004年度から設備資金と運転資金に分かれていた資金用途を撤廃し、かつ、融資期間を原則一律10年以内（一部を除く）にしました。これによって、月別返済額を大幅に減額することが可能になります。
- ④ 開業数を増やすために、例えば、スタートアップ資金は、無担保無保証で3年間は元

金利息据え置くなど思いきった支援策を講じて下さい。

### **(3) 借りやすく返しやすい制度融資の確立を**

大阪府では2005年度より「金融新戦略」の具体化により、中小企業への資金供給の円滑化をめざした「総合金融支援機関」を「マイドームおおさか」内に設置され、専門家が中小企業の成長性や事業力などを評価し、無担保無保証人による資金供給を行う「成長性評価融資」を創設されました。同友会はかねてより「大阪府独自の無担保無保証人融資の創設」を要望してまいりましたので、この制度の実現は大変評価しています。今後は、中小企業の実態に合った運用をされるよう期待します。

- ① 中小企業の成長性を評価するためには、従来型の定量評価重視の判断では不十分であり、今後は数値に表れない定性評価をどう考えるかが重要になってきます。例えば、後継者を育成しているか、社員が生き生き働いているか、現場は整然としているか、経営者の姿勢はどうか、地域から信頼される企業となっているかなど、他にも成長性の要因となる事柄は多数あります。そのためには「総合金融支援機関」が該当企業を丹念に訪問することが必須条件となります。是非、積極的に地域を訪問する活動を取り入れて下さい。
- ② 大阪府の借換え融資「資金繰り円滑化特別融資」の利率は年1.8%と他府県に比べて高いままとなっています（京都府は年1.5%、兵庫県は年1.6%）。大阪府の景況を踏まえ、金融機関と交渉し、年1.3%に引下げて下さい。
- ③ 大阪府の制度融資の問題は融資実績が伸びないことです。金利や保証料を下げる方策を講じて、「安くて借りやすく返しやすい」制度こそ求められています。経営環境が厳しい時にこそ融資枠を活用され、保証・承諾を増やして下さい。

### **(4) 円滑な資金供給と地域にやさしい金融システム構築のために**

- ① 中小企業向け融資及び金融機関の検査・指導の基準について実態を的確に反映したものにするために、特に、地域金融機関の合併による影響を最小限にとどめるよう、国に要望して下さい。
- ② 大阪同友会が要望していた「金融アセスメント法制定を求める意見書」を大阪府議会で採択頂いたことに敬意を表します（2003年10月21日採択）。現在、各金融機関がリレーションシップバンキングのアクションプログラムを発表していますが、問題は共通した開示項目がなく情報が比較対照できず、利用者にわかりにくいことです。金融アセスメント法の考え方に沿って「地域貢献に関する情報開示」を有効なものにするためには、第三者による比較対照ができる情報の評価・公表が必要ですので、大阪府独自の第三者機関を設置し、評価・公表を進めて下さい。
- ③ 金融庁は「中小企業融資編・改訂版」による検査基準の追加を発表し、これまでの「金融検査マニュアル」の一部を明文化し補強しました。しかし、依然として金融庁の検査基準が「貸し剥がし」「貸し渋り」の大きな要因となっています。さらに信用保証制度の縮小が検討され始めており、「新しい貸し渋り」要因が浮上しています。大阪府として「貸し剥がし」「貸し渋り」を防止するために、金融庁による「金融検査マニュアル」の一律適用の中止、政府系中小企業金融機関への適用断念、信用保証制度の縮小

は避けられるよう、国に要望して下さい。

- ④ 政府系中小企業金融機関の統廃合ではなく、むしろ設立時の原点に立ち返り、地域の中小企業に親身になった円滑な資金供給ができるような環境整備が必要です。したがって、国民生活金融公庫など政府系中小企業金融機関が、これまで以上に中小企業の立場に立ってその役割が発揮できるように指導・監督されるように国に要望して下さい。

### 3、税制問題と財政再建に関すること

税制の考え方の根本は、赤字法人や低所得者層に税負担を求めず、負担能力に応じて超過累進的に負担を求めることにあり、所得（利益）の大きさと無関係に課税する消費税や外形標準課税には疑問が残ります。むしろ大阪府の税収回復のためには、防災対策や少子化対策、水と緑の環境重視の街づくりに公共事業を絞込むことで歳出を削減し、中小企業の活性化のための施策を大阪府の産業政策の柱に位置付けることが財政再建の近道であると考えます。そのような観点から以下の項目を提言・要望します。

- ① 大阪府の財政収支が安定化するまでの間は、公債費（借金の返済）の支払い利息を無利息にするよう関係金融機関に働きかける必要があります。特に、その公共性を重視し公的資金が投入された関係金融機関には、公債費利息の免除実施など、大阪府として強く要請する必要があります。
- ② 大阪府が提言された「戦略七分野」の具体化として、中小企業再生・育成策の位置付けの明確化、防災や治安対策、水辺の再生と緑地化、近郊農業育成などに重点投資することが大切だと考えます。
- ③ 法人事業税の外形標準課税適用は資本金「1000万円以下」が適用外とされていますが、今後、資本金「1億円以下」に拡大されないよう国に要望して下さい
- ④ 法人府民税均等割り増税を早期に中止し、苦境にある多くの中小企業にこれ以上負担がかからないようにして下さい。
- ⑤ 長期に渡るデフレ不況が続く中で、消費税増税は中小企業経営に致命的な影響を与えます。消費税増税を断念するよう国に要望して下さい。
- ⑥ 相続税、贈与税の軽減の動きはありますが、全国水準に比べて廃業率が高い大阪府においては、特に後継者問題とも関連して中小企業の事業承継税制の改定は急務です。事業用資産は事業を承継することを条件に次のような事業承継猶予制度の確立を国に要望して下さい。農地においては農業政策上の視点から、法律上、その利用・転用・譲渡が厳格に制限されており、それに係る相続税・贈与税の納税猶予の特例は認められていますが、中小企業の事業承継にもこのような制度が必要だと考えます。

以上